

令和5年6月定例会 総務常任委員会記録

令和5年6月19日（月）

令和5年6月21日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和5年6月19日（月） 5頁

令和5年6月21日（水） 63頁

令和5年6月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	6月19日（月）	<p>委員席の指定</p> <p>審査日程の決定</p> <p>総務部審査 議案乙第16号、議案甲第22号・第37号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第6号 〔協議〕</p> <p>企画政策部審査 議案乙第16号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総合政策課） 第7次鳥栖市総合計画における「重点戦略」について 鳥栖市住宅用地検討調査業務について 〔報告、質疑〕</p> <p>市民環境部審査 議案乙第16号、議案甲第23号・第24号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（市民協働推進課） 第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針の策定について 令和5年度のツァイツ市との子ども交流事業の中止について 〔報告、質疑〕</p>
第2日	6月21日（水）	<p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第16号、議案甲第22号～第24号・第37号 〔総括、採決〕</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和5年6月19日付託]

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号) [可決]

議案甲第22号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例 [否決]

議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第37号工事請負契約の締結について

[令和5年6月21日 委員会議決]

2 陳 情

陳情第6号要望書

3 報 告

第7次鳥栖市総合計画における「重点戦略」について(総合政策課)

鳥栖市住宅用地検討調査業務について(総合政策課)

第3次鳥栖市国際交流(多文化共生)基本方針の策定について(市民協働推進課)

令和5年度のツァイツ市との子ども交流事業の中止について(市民協働推進課)

4 その他

委員席の指定

[令和5年6月19日指定]

令和5年6月19日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市長 向門慶人

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣

契約検査課長 有馬秀雄

契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

庁舎建設課総務主査 牛島直茂

企画政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査 安永伸也

情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 田中秀信

市民課長補佐兼整備係長 栗山英規

市民課市民係長 佐藤臣久

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 井本慎太郎

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

委員席の指定

審査日程の決定

総務部審査

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第22号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第6号要望書

〔協議〕

企画政策部審査

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画における「重点戦略」について

鳥栖市住宅用地検討調査業務について

〔報告、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（市民協働推進課）

第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針の策定について

令和5年度のツァイツ市との子ども交流事業の中止について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

付託議案につきましては、乙議案1件、甲議案4件となっております。

また、陳情1件の送付を受けております。

審査日程につきましては、本日19日は総務部関係議案の審査及び陳情協議。

その後、企画政策部、市民環境部関係議案の審査を行いたいと思います。

明日20日は休会。

21日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということで、お願いしたいと思っています。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

希望の現地視察の場所などありましたら、本日の夕方までに言っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なければ、21日は自由討議、総括、採決ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

それでは、現地視察などがありましたら、後で副委員長のほうに申入れをお願いいたします。（「時間を言ってもらったほうがいい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

本日の夕方までにお願ひしますということで、終わる前ぐらいには希望を言っていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

現地視察については以上のとおりとさせていただきたいと思います。

それでは、総務部の準備のため暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩



午前11時4分開会

中村直人委員長

再開いたします。



総務部

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

小柳秀和総務部長

令和5年6月市議会定例会総務常任委員会関係の議案といたしましては、議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、報告第4号継続費繰越計算書、報告第6号事故繰越し繰越計算書の関係と、議案甲第22号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例及び議案甲第37号工事請負契約の締結についてでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

説明につきましては、各課長から説明をさせていただきます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

おはようございます。

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係分について説明させていただきます。

説明につきましては、総務常任委員会資料により行うこととさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、2ページ目をお願ひいたします。

令和5年度6月補正予算概要といたしまして、歳入について説明をさせていただきます。

款17県支出金、項2県補助金、目8消防費県補助金、節1消防費県補助金につきましては、消防団員確保対策のために市町が実施する消防団のイメージアップや市民の理解促進を促す

消防団員確保対策事業補助金でございます。

古賀庸介財政課長

次に 2 ページ目、2 段目でございますが、款20繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 財政調整基金繰入金につきましては、6 月補正の財源調整のため、10億4,759万9,000円の繰入れを行うものです。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の 2 ページに記載しておりますが、財政調整基金の令和 5 年度 6 月補正後現在高は約27億4,200万円となる予定でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入につきましては、原古賀町区自主防災団が一般社団法人自治総合センターの補助採択を受けたため、助成金を受け入れるものでございます。

古賀庸介財政課長

次に、説明資料 3 ページ目をお願いいたします。

款23市債、項 1 市債については、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して報告いたします。

参考資料 3 ページから 5 ページ目と併せて御覧ください。

まず、目 4 土木債、節 1 道路橋梁債 1 億9,260万円につきましては、道路改良事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

次に、節 3 都市計画債 2 億1,300万円につきましても、公園整備事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

次に、目 6 教育債、節 1 小学校債2,270万円につきましては、旭小学校大規模改造事業に伴うものでございます。

次に、節 2 中学校債710万円につきましては、基里中学校大規模改造事業に伴うものでございます。

次に、節 3 保健体育債3,440万円につきましては、鳥栖スタジアム等の体育施設改修事業に伴うものでございます。

次に、目 8 民生債、節 1 社会福祉債2,340万円につきましては、障害児通園施設ひかり園の改修事業に伴うものでございます。

次に、目 9 農林水産業債、節 1 農業債2,000万円につきましては、防災重点ため池浚渫事業に伴うものでございます。

次に、節 2 林業債1,170万円につきましては、市民の森の遊歩道、階段整備事業に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、歳出を説明させていただきます。

4 ページ目をお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、嘱託員の委託料になります。

大きな町と小さな町の委託料の差を軽減するため、下限を設けるものでございます。

続きまして、款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費につきましては、消防団員募集チラシに係る印刷製本費でございます。

目 3 消防施設費につきましては、第 1 分団特設本部格納庫改修工事でございます。

目 4 防災費、節 10 需用費につきましては、市防災計画の印刷、節 11 役務費につきましては、その計画の郵送のための通信運搬費の補正でございます。

節 18 負担金、補助及び交付金でございますが、歳入のほうで御説明いたしました、一般社団法人自治総合センターから受け入れた助成金を補助するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第 2 号）、総務部関係の説明を終わります。

続きまして、5 ページ目をお願いいたします。

報告第 4 号継続費繰越計算書について申し上げます。

新庁舎への消防や防災に係る無線受令機等の移設に伴います、防災設備移設事業の継続費繰越計算書でございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、報告第 6 号事故繰越し繰越計算書について御報告をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費の新庁舎整備事業につきましては、市庁舎新築工事とは別に発注をいたしました、各課窓口やトイレなどを案内するサインの設置、ブラインド取付け、北別館倉庫棚の設置、総合案内などのカウンター設置等の工事でございます。そのうち、総合案内カウンター等の調達において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、不測の日数を要しましたことから、工事費を繰越ししておりましたけれども、本年 4 月 28 日に工事を完了したところでございます。

報告第 6 号事故繰越し繰越計算書については以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

消防費について教えていただきたいんですけども。

2 ページ目の消防団員確保対策事業補助金についてお尋ねいたします。

この補助金について具体的な中身、どういうことに使うことができるのか教えていただきたいと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長

今回の消防団員確保対策事業補助金につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたように、消防団のイメージアップや市民の理解を深めるための補助金になっております。

今回、予算といたしましては、広報チラシ等を作成いたしまして、転入者やイベントに参加していただいた方に配布するものでございます。

またそれ以外にも、消防の出初め式等で使います消防団員のタオルであるとか、消防団員等を表彰するときの額縁等、そういうものも対象となっております。

そのタオルの分と表彰状等につきましては、当初予算で計上しているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

4 ページの印刷製本費の中のチラシ印刷が8万8,000円ということだったので、この補助金の30万6,000円の分からこちらでも使われるということではよろしかったですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

これについて、以前もお話を伺わせていただきましたけれども、消防団員の方が、年々入ってくださるのが難しくなっている状況だというお話もあったかと思っておりますけれども。

これを行うことによって、獲得というのは、現状どんな形で行われている状況ですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

消防団員の確保につきましては、昨年度も条例改正を行うとか、小学校のPTAとかも含めまして、様々な場で、若い方に消防団に入っていただくような取組等を行っているところでございます。

また、イベント等でもそういうPRチラシを配ったりしているところでございます。

本年度も引き続き、若い消防団員を確保するために様々な取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

若い方ということですが、現在どのくらい若い方がおられますか。若い方というのは何歳ぐらいのことをおっしゃるのか。どういう年齢構成になっていますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

現在、消防団員の平均年齢が42歳になっているところです。

昨年度入団していただきました方で、若い方でいきますと、21歳以上25歳以下の方がお一人、26歳以上30歳以下の方が4名、31歳以上35歳以下の方が2名となっているところでございます。

今後も引き続き若い方に消防団員になっていただくような取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

平均年齢が42歳ということで、21歳から35歳の方が合わせて今、7名ということですが、見込みとして、どのくらい増やしていくことが想定してあるのか。

どのくらい人数を増やしたいなという目標値があるのか、それをお持ちか教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

消防団員の定数が332名となっております。

現在、310名を切っている状況にありますので、定数いっぱいまで消防団員を確保していきたいというふうに考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

質疑を終わります。



議案甲第22号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第22号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

中村直人委員長

再開いたします。

お忙しい中に市長の出席を求め、出席をしていただきました。

ただいま議題となっております部設置条例について、それぞれ委員のほうから市長に出席を求められましたので、これに応じたところです。

それでは、各委員から質疑をお願いしたいと思います。

尼寺省悟委員

市長のほうにお尋ねします。

今度の鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例について、簡単に4点ほどお聞きしたいです。

1つは、この資料の中に、部の設置ということで、改正前は、総務部、企画政策部とこの順に並んでいたわけですがけれども、改正後については、政策部が来て、総務部という順番になっていますよね。各部がどうのこうのないけど、普通考えてみたら、一応、今までは総務部が頂点っちゃうか、立っていたと思うんやけど、今度、政策部が上になっていると。

何でそういうふうな位置づけになったのかということが一つですね。

それから、今まで企画政策部であったわけですね。それを政策部に変えた理由ですね。

この資料をよく読んでみますと、今まで企画政策部というものの下のところに、1番と2番があって、市政の総合計画及び総合調整に関する事、(2)情報化、統計及び広報に関する事が企画政策部の中身であったわけですがけれども。今度の政策部も全くそれと一緒になんですよね。

第2章のところ、市政の総合計画及び総合調整に関する事、(2)情報化、統計及び広報に関する事。全く中身について同じにもかかわらず、どうして除いたかということ。

それから3点目は、このことによってどういう効果っちゃうんか、効果を狙ったのかと。

4番目はそのことによって、市民にとって、どういう効果っちゃうか、市民にとってどういったものを得るのかと。

この4点についてお尋ねします。

向門慶人市長

貴重なお時間を頂きまして、機会を頂きましてありがとうございます。まずもって心から感謝申し上げます。

まず1点目の総務部と企画政策部で、順番が政策部、総務部になぜなったのかということからですがけれども、私も県議会議員を務めさせていただいておりまして、県の設置条例は1番目が政策部になって、2番目が総務部になっています。

今の山口知事の前は古川知事でしたけれども、古川知事の時には統括本部という形で、2番目は経営支援本部ということで、いわゆる政策がトップにきています。

ほかの自治体の佐賀市であるとか唐津市とかでも政策部がトップに出て、その次に総務部が来ています。

というのが、やはり今の地方自治におきましては、これまでの国からの委任機関から、自分たち自らが政策を考えて、遂行していくというようなものが求められていますので、やはり政策が中心の自治体にならなければならないのではないかと思います、政策が前面に出るような体制ということで私は1番目に政策部を置きました。

2番目において、総務部でいう、いわゆる管理――財政であるとか、庁舎管理とか、職員のこととか、そういったことを2番目の総務部のほうでしっかり管理をしていただきたいと思い、1番目にまず政策を前面に打つために政策を出しました。

2番目には、先ほどから申し上げていますように、政策部で政策を中心に推し進めるといふ、一つの表現の仕方として、私は政策部を企画から名前を外して、政策でやるんだということの意思表示で政策部を設けさせていただいています。

次に、効果がどれだけあるのかということでしたけれども、私が公表した政策の中には、一つの部、課のみで取組が終わる課題っていうのはあるんですけども、それ以外に2、3部にわたる、あるいは、さらに多岐の課にわたる政策課題が幾つも私はあると思っています。

そういった横断的な政策をやっていく中で、これまでの縦の連携ではなくて、横の連携を必要としますので、そのようなことから政策部を中心に各部、各課との調整を果たす役割に合わせて、各施策に応じて、各部、各課とのグリップをさせていきたいと思っています。

そういったところで、政策部をトップに、各部、各課への連携と調整を図って、政策を推進させていきたい、そういう思いで政策をトップに置いて、政策中心の部署を設けたいと思っております。

そして、市民にとってどう効果が出るのかっていう問いですけども、やはり私は市民の行政サービスを向上するためには、政策の実現が何よりも必要なことだと思っています。

私が掲げました政策を一つ一つ実行することが、市民の生活の向上につながるということです、いかにして政策を実行するための組織をつくっていくかという観点から、今回政策部を1番目、2番目を総務部と入れ替えさせていただいて、政策を実行させるための組織ということで提案をさせていただいています。

以上です。

尼寺省悟委員

いろいろ説明あったんですけど、ただ私が一つ分からんのは、別にある意味では名前なん

かどうでもいいって言うと、どうでもいいかもしれんけど、今まで企画政策って、企画が入っていたわけですよ、企画が。そして、その中の下の項目の中でやっている内容というのは、今度は全く同じなわけですね。

だから、そこまで言われるならば、この説明の中にもう少し、今あなたが言われたようなことを入れとったらもっと分かりやすいような感じがするけど。

分かるでしょう？中身について全くやることが同じにもかかわらず、そうしたというのが、この説明を見ただけじゃ、ちょっと、分からないわけですね。（「今の質問ですか」と呼ぶ者あり）

分からないと言っているだけ。

中村直人委員長

いいですか。

尼寺省悟委員

いいです。

中村直人委員長

ほかにはありませんか。

和田晴美委員

私からも市長に御質問させてください。

尼寺議員の御質問に対しての市長の回答を聞きますと、しっかりと考えがあるようにお見受けするんですね。

それに対して、2月から6月の一般質問で、各議員が質問する中、検討するというような形で御返事が主に終わっているかと思えます。

で、これだけあれば、企画のほうを上に入れたときに、市長としては何か1つ具体的な政策をしようとしているような——先ほどの回答でしっかりと答えられてあったから、本当は何かこれからしたいということがあると思うんですが。

やはりこういった質問には答えられないんでしょうか。そういったのを聞きたいなと思って。

何一つ——すみません言い方失礼なんですけど、具体的にどういう方向性だとかもお示しがないので、そこでこういったことが来ると、私たちも何ですのかなと決めがたいところがありますので。

ぜひとも、もう少し政策について、具体的にこれをやるつもりで、こういう構造にしているとかがありましたら、お答えいただきたいんですか。

中村直人委員長

部の設置からちょっと離れて、市長の政策的なものをとということでもありますので。

向門慶人市長

個別政策というよりも全体的な政策として、私が選挙に出る際、皆さん方にいろんなことをしたい旨の施策をお話しさせていただいています。

その政策を推進するに当たって、政策部を中心に、グリップをさせて政策を推進していきたいという思いがありますので、個別具体的にどうこうじゃないんですけども、幾つもの政策を打ち出していますけれども、それについて政策部を中心に、それぞれの担当課とグリップをさせて実行していきたいと思っています。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

説明ありがとうございます。

それで、今日西依議員の議案質疑の中で、研修とか、やっぱり人材育成が非常に大事だというふうなお答えがあったわけですね。私も非常にそこは賛同するわけなんですよ。

やっぱり庁内の職員のやる気であったりとか、いろんな意味で政策であったりとか、そういったのをつなげていく必要があるというふうに思うんですね。

そういった中で、既存の今やられている、そういった横のつながりってということも言われましたけれども、そういった中で、今、何が自分としては欠けているっていうか、その辺の思いを少し聞かせていただきたいと思います。

向門慶人市長

先ほどから申し上げていますように、私の公約の中のある一公約をしようとしたときに、どうしても担当部の担当課に権限というか、仕事が集中してしまうので、そうではなくて、やっぱり横断的に様々な課を合わせて、政策ってやっていかなくちゃいけないんですけども、担当課に落ちていくので、その課が、じゃあほかのところの課とグリップできるかっていうと、そうではないので、きちっと政策部のトップが頭を取って、それぞれの課をそれぞれまとめ上げて、政策をしていきたいというふうに思っています。

そのために、ここだけの議論で、ここが部を通して、部長を通して、課に落ちていくまでの時間よりも、トップで集めて、そこできちっと議論をさせるような体制を取っていききたいと思って、提案しています。

伊藤克也委員

そのやり方としては、今までそういうやり方をやってなかったんだろうなというふうなこ

とで、今、向門市長が新たにそういったやり方をやりたいというふうなことで思われているということは、理解はします。

ただ一方では、やっぱり職員の研修っていうか、答弁にもあったように、そこが非常に私は大事だというふうに思っていて、その研修——いかに職員を、そういったことで、政策的なことも含めて、向上していくのかなっていうところが、ちょっと今回の議案質疑の答弁の中には欠けていたので、どういった職員になってほしいというか、職員研修をイメージされているのかっていうのは、今ありますか。

議案質疑の中であったんで、職員の研修とかっていうことであったと思います。（「回答のほうですね」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

いいですか。

向門慶人市長

質問にお答えさせていただきますけど、この部の設置条例に関してではなくて、職員研修等は常日頃からしていかなければならないというふうに思っていますし、そしてまた、今でも県に派遣をされるとか、いらっしゃいます。

ですのでやはり、よその自治体との交わりというのも必要だと思います。

あと例えば、民間に出向させていただいて、民間でのいろんな仕事のやり方とか、そういうことも勉強していただくっていうか、やるのも一つの手だと思いますし。

その部分については今回のとはちょっと違うんですけども、そういった研修というのは幅広く個人的にはやりたいなどは思っています。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そこら辺はよく分かりました。

政策をやっぱりブラッシュアップっていうか、していく上で、やはり若い人たちの意見とかっていうことを聞くとか、そういったことは非常に大切なんだろうと思うわけですよね。

例えば、政策をいろいろ検討する中で、課長以上の方が中心になって話を進めるとか、そういったことが主ではないのかなというふうなことを思うんですね。

企画とか政策の初期の段階とか、ある程度のレベルに至ったときでも、若い人たちのそういう意見とか、思いとかを反映するような場っていうのは、現在あるのか。

それとも、そういったことまで含めてやっていきたいというふうな思いを持っておられるのか。その辺を聞かせてください。

向門慶人市長

質問にお答えいたします。

今年の職員研修のときに、新採の方々の前で話をしたのは、例えば、アウトレットに300万人、400万人と毎年お見えになっていますけれども、その人たちが例えば、鳥栖市に回遊してもらおうという機会がなかなかないので、そういったときこそ若手の皆さんがいろんな発想があるだろうから、そういったことを市のほうにぜひ提案してほしいし、提言してほしいというようなことは申し上げました。ただ、そういった場がないっていうのもあると思います。

職員提案制度とかありますので、そういった機会も生かすことも必要でしょうし、あるいはそういった若い人たちが、そういう政策を発表できる場、唐津市がやっていますんで、そういったことを参考にしながら、若い人たちのグループで、何かを提案させるとか、してもらおうとか、そういった機会っていうのは、僕の中ではつくって行って、若手も盛り上げていきたいなという気持ちは持っています。

伊藤克也委員

やっぱり名前だけでは変わらないと思うんですね、名前を変えただけでは。

今、市長がおっしゃったような若い人たちの考えとか、そういった政策とか思いを、また市民の方も含めてですけれども、そういったことを吸収して、そういう政策部の中で生かしていくような場を、ぜひ今後検討してつくっていただきたいなというふうなことを思っていますので。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今、市長のお答えを聞いていると、イメージ的に、今まで横並びの分があった中で、今回、政策部が上に来て、まず、政策についての調整をして、それぞれ担当する部に指示を出すみたいな――今まで横並びだったやつっていうのが、政策部が政策の取りまとめをして、それぞれの部に行くようなイメージで捉えてよろしいのでしょうか。

向門慶人市長

御答弁申し上げます。

指令というか、命令ってなるとあれですけども、要は1つの課題があって、その1つのところ、先ほど申し上げましたように、例えば、部、課それぞれいらっしゃいますので、関わってくるので、その人たちをきちっとグリップして、そしてその中でリーダーっていうか、リーダーシップ的なことをしながら施策を推進していきたいと思っています。

松隈清之委員

イメージはできました。

ただこれは、向門市長になる前からずっと申し上げているんですけど、先ほど伊藤委員からもありましたように、やっぱり政策部自体の、ある程度人とか、ボリュームも多分必要になってくるのかなと、それを実現しようと思うとですね。

あるいは、政策部自体の人材育成とかっていうのも大事になってくると思うんで。

そこは今後また定数っちゅうか、ボリュームは検討されたほうがいいのかと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかには。

牧瀬昭子委員

市長のお話の中で横並びでということで、部、課を横断したところで必要になってくる政策があるんじゃないかというお話があったと思うんですけども、違いました？（発言する者あり）

横断的にですね。（発言する者あり）

中村直人委員長

委員会ですので、私語的なことはやめてください。

牧瀬昭子委員

横断的にというところで、第7次総合計画の体系のイメージとして、協働のまちづくりがど真ん中であって、そこからいろんな課題だとか目標だとかっていうのが、くみ上げていってあると思うんですけども。

その中で政策を推進していく中で、今回一般質問でも取り上げさせていただきました、市民協働の力というのも、課だけではできないこと、取り組めないことっていうものも、市民協働で谷間に落ちていく方たちとか、救えなかった方たちを広げていったりとか、つないでいったりする必要があるかなと思っているんですけども。

そういう意味で、先ほど人員の確保ですとか、ボリュームというところも、あと、専門性とか、そういったことを広げる上でも、そういうのを市民協働の横のつながりとか、市民自体の協働の在り方とかっていうのも非常にこれから大事になってくると思うんですけども。

その辺りは、この組織変更の中で、そういうイメージというのは、何か捉えられていることはありますか。

向門慶人市長

牧瀬議員の御質問にお答えさせていただきますけど、先ほどお話があった、制度から漏れている方々っていうのは、横断的ではなくて、そもそも拾ってあげなきゃいけないとあっていて、例えば担当課が、既にもうそこを拾ってあげるような課になっておかなくちゃいけな

いのかなと、個人的には思っています。

ただ、先ほどおっしゃるように、いくつも僕が——皆さん方もお持ちか分かりませんが、政策を打っている中で、その中で市民協働の部分についても必要なことであれば、当然、その中の一つとして、政策部がグリップをして、やっていかせるようにしたいと思っています。

牧瀬昭子委員

もちろん拾っていているのであれば、もう課題とか、市民協働の方たちが出てくること自体も、そもそもないのかなと思うんですね。

何か問題があって、課題があるから、それで市政のほうで何も手につけられていないこともあるので、それでどうにもならないからということで市民協働が進んでいっていると思うんですね。

ですので、先ほどできているので、やっていかなければならないというのはもちろん大前提でありますけれども、その政策の中で、市民協働をつないでいく、その仕組みというのもこの中に必要ではないかなと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。（「脱線していませんか？」と呼ぶ者あり）

中村直人委員長

1つの部をどうするかの一環として質問があったと思いますので、その範疇で捉えてください。

向門慶人市長

御答弁を差し上げさせていただきます。

市民協働の考え方がひょっとして違うのかもしれない、もともと行政が全てできるのではなくて、行政は行政の役割があって、その役割以外のことを、やっぱりボランティアの方であるとか、NPOであるとか、CSO活動をしてあるいろんな方々が一緒にまちをつくり上げていくと思っているので、行政が届かないから市民協働なんだ、ではなくて、それぞれの役割があって、市がやらなきゃいけない行政があって、サービス部分以外のところは、いろんなボランティアの方とか、NPOとかCSOの方々が市民協働として一緒に、この鳥栖市をつくり上げていただけていると思うので。先ほど申し上げましたように、政策部としてある事業をやるに当たって、その中の一環として、市民協働の部分はあるかもしれませんが、市民協働として、設置部の中で誰かが、どこの担当課を置いて、グリップさせてということは、ちょっとあんまり考えてはいないです。

牧瀬昭子委員

行政がやらなきゃいけないことと、市民がやらなきゃいけないことっていうのがあるのではないかというお話だったと思うんですけれども。

そもそも市民活動全体が、行政がやるべき仕事ということの中で、もう既に手が届いていないところとかっていうところをいかにするかというところが、市民協働が今、担っていただいてるところだと思うんですね。

それを、先ほど横断的にやっていくに当たって、もう部自体が抱えきれなかったこと、それで課と課がつながっていなかったところとかを、つないでいかないといけないし、その中で、やっぱり人員が足りなかつたりするところを市民協働とか市民活動の方たちと一緒にやっていく必要があるのではないかと。でないと、人員が幾らあっても足りませんし、お金が幾らあっても足りないと思うので、そこをこの総合計画の中では、協働のまちづくりというのがうたってあるので、そこを含めたところで、この部の改革というのが必要だったのではないかとこのことを思っているということです。

向門慶人市長

横並びで何か政策をするのではなくて、何か政策をするに当たって、担当部、担当課がそれぞれあるので、この政策をやるのにグリップをさせてやりたいということです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

追加された室の中で、放課後児童クラブ支援室ということで、放課後児童クラブ支援係が出来ます。改正案として上がっていました。これについては、もう物すごく大賛成、大賛同しています。

ただこの人員が今、足りない中で、この係が増えるということが、担当する方たちの業務内容が重なっているとか、業務が一人一人重くなっているということもありますので、室ができることによって人員を増やしていこうというような、そういうイメージといたしますか、今後の定数について、先ほど松隈議員からもありましたけれども、その辺りのお考えはどのように捉えてありますか。

向門慶人市長

御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、生涯学習課が担当でやっていたけれども、どうしても人員的に時間的に残業も続いて、体制的に厳しいという状況の報告を受けました。

そういったことから含めまして、今後も放課後児童クラブの待機児童ゼロに向かって、様々な計画とか、いろんなことを今からもまだまだやっていかなければなりませんので、そこできちっとした支援室にして、担当を置いて、そこでこれから待機児童ゼロに向かって、様々な課題をクリアするために人員も含めて室にさせていただきました。

以上で議案甲第37号につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

伊藤克也委員

改めて、工期といつから工事が始まるのか、完了がいつなのか。

それと駐車場の問題も、工期中いろいろ機材も入ってくると思いますけれども、そういったところは検討されているものがあれば、教えていただければと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

具体的なスケジュールにつきましては、議会の議決をいただいた後、本契約を締結した後に業者の方と打合せをした中で、スケジュールは決まっております。

ただ、工期につきましては、3月18日までということで、議会の議決以降、まずは旧庁舎のほうの工事範囲の仮囲いであるとか、建物内部の調査を行いまして、その後、本格的に解体工事に入っていくと。

開始時期につきましては、これから打合せということになります。

駐車場につきましては、やはり一定確保できる場所の駐車場といいますと、今まで使っていた旧庁舎の南側の駐車場になりますので、解体工事中も、引き続きそちらのほうに駐車していただきながら——新庁舎までのアクセスルートは考えなきゃいけないんですけども、そういった形でそちらを御利用いただくような感じであります。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

開始時期はまだこれからということで、ただ、終わりは3月18日で工期を完了するというふうなことです。確認できました。

それと駐車場に関しては、今使っている駐車場と、何ら変更なく利用できるというふうなことでよかったということですね。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

仮囲いを設置する関係上、若干少なくなるかもしれませんが、今のところを使っただくような形になります。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

協議の参考とするために、この陳情の要望事項に関しまして、現在の対応状況等について執行部からの説明をお願いいたします。

有馬秀雄契約検査課長

それでは、陳情第6号要望書について説明をいたします。

今回、鳥栖市建設組合から提出されております要望書に係る現状等について順に説明をいたします。

まず、要望書の1番目でございますが、鳥栖市新庁舎関連建設工事の発注につきましては、午前中の委員会で庁舎建設課長より説明がありましたように、直近では、新庁舎整備事業、旧北別館、東別館、旧庁舎解体工事の入札を執行し、市内業者が受注したところでございます。

2番目の鳥栖市内業者への発注につきましては、市内業者を優先しながら、適宜判断をしているところでございます。

3番目の工事金額の設定につきましては、担当課と受注者が契約書等に基づき協議し、必要に応じ、設計変更等の対応をいたしているところでございますが、極力、施工条件等に乖離が生じないように、十分に現場状況の把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたが、この陳情について委員の皆様方から御意見等がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

尼寺省悟委員

3番目のところで、乖離が見られると。

で、極力、乖離が生じないようにしますって言うけれども、あなた方から見て、かなり乖離というか、差があるように、その辺は判断しているわけ？

こういうふうな要望書が出ているけれども、乖離が出ているから何とかしてほしいということであるけれども。

あなた方から見てもそうだと、そのとおりだと、そんなふうに考えているわけ。

有馬秀雄契約検査課長

例えば、入札の時点と設計の時点で市場単価の差がやっぱり出ている場合があります。

例えば、設計当時の金額に対して、入札時ではやっぱり資材等の高騰、単価の高騰もあって、設計段階では金額がやっぱり変わってしまうんです。

それを埋め合わせするために、一応、県の特例措置等がありまして、それに沿って、適宜、金額の変更等は行っておるところです。

おっしゃられているのは現場の話だと思うんですけども、それについては、何ともお答えしにくいところはあるんですけども。

尼寺省悟委員

今の話は、入札のときと設計のときではかなり値段が変わってくるってということだけ。

その時間差は何日ぐらいあるわけ？入札のときと設計のときと値段が出るようなちゅうのはどれぐらい。

有馬秀雄契約検査課長

直近の県からの通知でいきますと、例えば、5月30日以降に開札を行うもののうち、4月30日以前に適用した設計資材等の単価により予定価格を積算しているものということになっています。

ですから、おおむね1か月程度、差がある場合が、県の特例措置の場合は、そういうふうな指導というか、通知があっておるところでございます。

小柳秀和総務部長

入札の時期と設計の時期と、一番簡単な例で申し上げますと、学校とか、入札の前に設計を前年度にさせていただきますので、そこである程度の設計金額が出来て、翌年度の予算に反映いたします。その予算を基に、翌年度に入札を行って実施します。

物によっては長くて1年ぐらい、短いもので半年から数か月ぐらいになるのではないかと、いうふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

半年とか1年とか言うならば、今こが上がっている段階で、やっぱり要望書が出るのは、ある意味じゃ当然ちゅうか、値段が変わってくるというのは。

だから、そういった意味でもう少し、極力生じないようにしますと言われたけど、その辺は十分理解して、それらの対応はやっぱりすべきだというふうに思います。

どうですか。

小柳秀和総務部長

その件につきましては、佐賀県からの公共工事設計単価の運用による特例措置等の通知に基づいて実施しておりますので、制度に基づいた形で行っております。

また、額が非常に大きなものになる分については、予算を新たにお願いするとか、補正させていただくとかという形で、これまでも工事の変更契約とかという形でさせていただいて

いる部分もあります。

ですので、そういう状況であるということで御理解いただきたいと思います。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今の県の特例とか言われたんだけど、要は入札にかける前に、例えば、前年度に設計とかして、そのときに一旦積算しているけれども、改めて入札にかける前に単価の見直しをするってこと？

それとも、もう前の単価で、入札し終わった後に、ちょっと単価が上がっていますんでってということになると、入札の段階でそれは分かって入札したんでしょって、逆になるわけだよ、発注者側からすると。

いや、この値段でやれるから入札したんでしょってなるわけたい、落札した以上は。

それで値段が上がっているっちゅうのは、逆に向こうは言いづらいと思うたい。

特例がどんなふうになっているのか知らんけど、入札後に、工期が長くて、その間に単価が上がったとかっていうのは、それは物価に応じてあるのかもしれないけど。

どの時点で見直しするつもりになっているのかな。

特に、1年とか3年とかある場合、単価が上がっているやつを、そのまま入札にかけたら、落札するってことは、それでできますってことやけん。

落札した後に物価が上がってるんで、単価を上げてくださいっていうのは、逆に言うとおかしな話やんか。

そこはどこで見るのか。

小柳秀和総務部長

価格高騰には設計金額と市場価格等に乖離があるという場合が多分考えられると思いますが、工事請負契約書に基づいて、特別な要因ということで、価格に著しい変動が生じたということで、請負業者のほうから、そういう請求があったらできるという項目がありますので、そこで協議をしながらやっている部分が一つあります。

あと、なるべく乖離が生じない形で、年度の途中で入札をする場合は、事前にもう一回、価格の見直しがあつていれば、その価格の見直しを行った上で入札をするような形で設計の見直しっていう部分を行うこともあります。

以上でございます。

松隈清之委員

つまり入札後の価格の変動は、もし業者から申入れがあれば、調査をして、庁舎なんかまさにそうだったんだけど、見直しがあった、物価が上がった分に対して見ますと。

入札前の方は、入札前に価格の見直しを――設計変更というのかな、設計変更をするということだよな。

それって基本的に、全部今やっているのか、今からやるのか。今やっているわけ？そういうやり方で。

真子寛盛契約検査課長補佐兼契約検査係長

基本的に工事担当課のほうで設計等はしているところでございますけれども、予算の段階では、概算的な金額でさせていただきまして、実際に発注するときにつきまして、詳細のほうを設計段階で担当課のほうで積算をさせていただいて、設計金額を予定価格として入札をしているというところになります。

ですので、実際に予算がついて工事を発注する前段で、設計のほうをしてるということになります。

松隈清之委員

そういうものもあるやろうけれども、担当課で設計できるというと、逆に規模が小さいけん、そんなに時間がかかることってないと思うんだけど。

でかい工事とか、担当課で全部設計しよると？

真子寛盛契約検査課長補佐兼契約検査係長

大きい工事につきまして、コンサル等で担当する業者のほうで設計をして、その場合、金額に間違いがないかというか、実際の工事に積算上の公共単価的なものというのが正確なものかというのを見直した上で、設計金額として決定しております。

松隈清之委員

だから、コンサルなんかに設計を出すと、成果物としてもらうやんか。もらった以上は、コンサルはそれ以上しないから、それに対して、公共単価とか資材単価とかを担当課が改めて発注前に見直して、単価を決めているってこと。担当課のほうでやっているってこと？

真子寛盛契約検査課長補佐兼契約検査係長

そういう認識で結構だと思います。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。ただいま各委員から意見もありましたので、正副委員長

委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金3億7,329万5,000円のうち、9,188万8,000円につきましては、インターネット上に、一元化した手続窓口、市民ポータルを構築し、申請手続のオンライン化や、公開型GISをひもづける仕組みの事業が、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として採択されたことにより補正するものでございます。

補助率といたしましては、2分の1となっているところでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示に伴う補正、2億8,140万7,000円につきましては、生活者、事業者が共に支え合うための支援として、各課において実施される交付金事業の受入れに伴うものでございます。

山本英規情報政策課長

次に、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節10需用費107万円、節11役務費2万4,000円、節12委託料49万7,000円につきましては、主に市勢要覧作成に伴う経費でございます。

目4情報管理費、節11役務費5万9,000円につきましては、高齢障害福祉課所管ひかり園の改修工事期間中における社会福祉会館への一時的な移転に伴うネットワークの移設に要する経費でございます。

節12委託料のうち、工事監理委託料200万円につきましては、情報センターの改修工事に伴う工事監理委託料でございます。

同じく、節12委託料、節13使用料及び賃借料の自治体DX推進事業に伴う補正に関しましては、令和5年度6月補正予算主要事項説明書の5ページをお願いいたします。

事業名、自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の「自治体DX推進計画」に基づき、各種行政手続について積極的にオンライン化を進める。また、インターネット上に市民と鳥栖市をつなぐ新たな行政サービスの窓口として、市民ポータルサイトを開設し、オンライン手続システムや公開型GIS（地理情報システム）を整備するものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

オンライン上に行政手続の窓口として市民ポータルサイトを構築し、オンライン手続シス

テムや公開型GISと連携させることで、市民アクセスに対する情報・サービスの提供及びプッシュ型の情報発信を可能とするものでございます。

予算の内訳といたしましては、市民ポータルサイト構築、オンライン手続システム、プッシュ型通知導入費用及びシステム使用料として7,275万円。公開型GIS導入費用として2,279万5,000円を計上いたしております。

全体的なシステムの構成について御説明いたします。

全体像図の左側の市民ポータル部分において、市民の方が御自身の情報や家族構成、LINEやメールなどのこちらからの通知手段、興味がある分野などを登録していただく、いわゆる会員登録的なものをしていただきます。

実際に手続を行う場合は、市民の方が市民ポータルにログインしていただき、手続などを検索し、ヒットした手続について、図の中ほどにございます、国のぴったりサービス、市の申請受付システムや施設等の予約システムに移って手続を行う流れでございます。

その下のプッシュ通知につきましては、市民の方が、市民ポータルに登録した情報などを基に、市民の皆様のスマートフォンに、各課からのプッシュ通知としてお知らせを送信する機能でございます。

図の中ほどにございます、施設受付の機能につきましては、料金徴収方法などについて課題の整理に時間を要することから、令和6年度に今回と同様、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、追加したいと考えているところでございます。

その下の統合型GISにつきましては、現行の統合型GISを刷新し、公開型の機能を追加することで、市民の皆様に道路や地図情報、防災情報などをオンライン上で提供するものでございます。

なお、公開型GISには、市民の方がスマートフォンで道路の損傷等を撮影し、位置情報とともに投稿できる機能も盛り込むこととしており、より迅速な対応が行え、市民の皆様の安全安心がより一層確保できるものと考えております。

また、公開型GISの導入に関しまして、プロポーザルの実施について、予算議決前の準備行為として実施するものであり、補正予算が議決されない場合は契約を行わない旨の条件を付しまして、5月30日に公募型プロポーザルの実施の公告を行い、今月27日に事業者からプレゼンテーションを受けることとしております。

常任委員会資料にお戻りください。

3ページをお願いいたします。

節14工事請負費3,900万円につきましては、情報センター外壁等改修工事に伴う補正でございます。

主要事項説明書の4ページをお願いいたします。

事業名、情報センター改修事業でございます。

目的といたしましては、公共施設等総合管理計画に沿って情報センターを改修し、施設の長寿命化を図るものでございます。

当該施設の概要でございますが、建築年度は昭和52年度、増築は平成5年度でございます。

構造は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積872.44平方メートルとなっているところでございます。

今回の改修の概要といたしましては、外壁・屋根防水及び空調設備の改修でございます。

工事の期間といたしましては、令和5年8月から令和6年2月までを予定しているところでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続いて、委員会資料4ページをお願いいたします。

目9企画費でございますが、市制施行70周年記念事業に伴う補正につきましては、令和6年度に市制施行70周年を迎えるに当たりまして、その前年に当たる令和5年度事業といたしまして、70周年記念事業を、広く市民の皆様をはじめ、関係する方々へ周知し、機運醸成を図ることを目的とし、ポスターをはじめとする広報活動に要する経費でございます。

その下、市民満足度調査に伴う補正につきましては、第7次総合計画の進捗を図る目安の一つとして、市民の皆様を対象とした抽出調査を実施するものでございます。

以上、議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画政策部関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

御質問させていただきます。

先ほど御説明にありました70周年の費用100万円ですけれども、一応、今回については、70周年の周知を主たるということで100万円。

来年度展開するために、この先どういうふうに周知をするのか御説明いただけますでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

具体的な事業につきましては、早急に詰めてまいりたいと考えておりますけれども、主には記念式典、70周年を記念する式典の開催でございますとか70周年という冠を付しました既存事業を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

和田晴美委員

事業というと、どういうジャンルですか。ちょっと想像ができないので、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

様々行われております市民の方のイベントなどに関しましても、募集を募りまして、70周年の名の下に、いつもと違うようなイベント構成でやることなども考えております。

和田晴美委員

例えば、よく年末にやっている駅前の公園のイルミネーション、ハートライトフェスタ、ああいうものを70周年にかけて、膨らませることも想定の中に入れていいもののでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

十分考えられることではないかなと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

自治体DX。基本的に今回の事業でやる内容はいいんですけど、情報センターの長寿命化の予算があるんですけど、どれくらいこの情報センターを使うつもりなんですか。

山本英規情報政策課長

現在の運用といたしまして、情報センターには内部情報系のシステムのサーバーのほうを設置しております。

一方、基幹系の情報システムについては福岡の民間データセンターのほうにサーバーを設置して運用を行っているところでございます。

自治体DXの中の自治体情報システムの標準化等の事業の中で、国のガバメントクラウドに基幹系システムのサーバー等を移設する予定で現在作業を行っているところでございます。

また、率直に言いますと民間のデータセンターに基幹系を置いている部分が空欄となりまして、そこに内部情報系のほうを移したいと考えておりまして、現在そのような状況ですので、具体的にいつまでというのは、なかなか難しい状況でございます。

近い将来までといたしますか、そういった形でデータセンターとしては基幹情報システムの標準化等が完成して、内部情報系のサーバーが移設可能となるまでというふうに見込んでいるところでございます。

松隈清之委員

だから、あんまり長くならないはずですよ。

だから、今は情報センターとしてはっていうことなんだけど、情報センターとしての役割

を終えたら、また何か使うつもりで長寿命化をしているってことですか。

山本英規情報政策課長

現在としては、情報センターとして使用しておりますが、役目を果たせば、違う用途での使用も選択肢の一つになるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

今のDXの件で、料金精算は令和6年度からってということだったんですが、これを見ると私もちょっとよく分からないので教えてほしいのが、申請受付タイプと予約受付タイプの両方とも料金精算に関しては令和6年度からなのか。

それとも、予約受付タイプのみが令和6年度予定開始なのかということですね。

それと、料金精算はどういうイメージか、私もちょっと想像がつかなくて、イメージができるような説明をいただきたいと思います。

山本英規情報政策課長

基本的に申請受付タイプにつきましては、本庁で行いますので、電子決済とか、ああいったものがすぐにでも可能となるところでございますが、施設予約につきましては、まちづくり推進センターとか、体育施設等の庁外施設等がございます。

そちらにもやはりキャッシュレス決済というか、そういった端末等の設置等の課題もございますので、そういった様々な課題等がございますので、令和6年度としたところでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

伊藤克也委員

今回予算を計上されて、約9,500万円ですね、今後、永久的に継続されていくと思うんですよね。

そういった継続費なり、改修費なり、そういったことも今後発生していくと思うんですが。

その辺の見込みとかっていうのは、今お分かりだったら教えていただければと思います。

山本英規情報政策課長

将来的に発生する費用といたしましては、保守料がございますけれども、保守料につきましては、GIS分が1か月49万5,000円。

市民ポータル関係の保守料とかシステムの使用料が1か月当たり175万円という形で現在

スピード感を持って取り組むべき事務事業という観点から、このたび重点戦略を策定することといたしました。

策定いたします重点戦略の計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間といたします。

また、重点戦略につきましては、7つの体系で構成することとしており、市長公約並びに総合計画の双方を見据えた計画とする予定でございます。

なお、重点戦略につきましては、現在、策定作業を進めているところでございますので、まとめましたところで、速やかにお示ししてまいりたいと考えております。

続いて、議案外資料の4ページをお願いいたします。

令和4年度に実施いたしました、鳥栖市住宅用地検討調査業務について、調査結果の概要を御報告いたします。

本市の将来推計人口は2060年において、7万5,000人から7万7,000人を目標といたしております。

その実現に向けましては、高齢者人口が多い現状において、自然減を避けて通ることができない状況にある中、出生者数の増並びに転入超過による社会増につなげていくことで、将来推計人口の達成につなげていく必要性を認識しております。

そうした中、住宅開発適地が枯渇しつつあるとも言われておりまして、鳥栖市に住宅地を求めたいが土地がないといった御意見などを頂く状況でもございますことから、鳥栖市へ転入したいというニーズを逃がすことがないように、これからの社会増の受皿となる次なる住宅適地の開発につなげていくための基礎調査を実施したものでございます。

調査期間は令和4年7月から3月まででございました。

調査に際しましては、基礎情報の整理をはじめ、各種計画、施策等の整理を行うとともに、市全域の現況の整理を行い、ハザードマップなどの災害リスクをはじめとする各種評価を行いました。

その結果、鳥栖市内を100メートルのメッシュで区分いたしまして、各種評価項目について得点化し、評価項目の高い候補地の抽出を行いました。

さらに、抽出された候補地につきまして、目視による詳細な具体的な評価等を実施し、開発適性などについて検証し、最終候補地として6か所を選定した次第でございます。

これら最終の候補地を住宅地として開発した場合に関しましては、想定でございますけれども、約600世帯、1,440人程度の人口の受皿になるものと想定しております。

なお、今回の調査業務に関しましては、本市における次なる開発拠点を検討していく上での内部検討用の資料になるものと位置づけておりますことから、それぞれの候補地点に関し

まして、地権者の皆様をはじめとする各権利関係者などの承諾を頂いて調査票をまとめているものではございません。

したがって、このたびの調査で抽出した候補地並びに評価結果などに関しましては、公表を控える必要があるものと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案外報告の説明を終わります。

中村直人委員長

ただいま、議案外の報告をお受けいたしましたけれども、この際ですので、委員から確認しておきたい点などがありましたらお願いしたいと思います。

松隈清之委員

とにかくいろいろあつての600世帯、1,400人。この600世帯、1,400人ってどんな根拠で出てくるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それぞれ抽出した候補地に対しまして、仮に住宅地が何世帯ぐらい取れるかっていうところを鳥栖市内の平均的な区割りの面積から算出をいたしまして、70坪とか60坪とかという形で抽出をいたします。

設定を計算をいたしまして、そこに平均世帯の人数を掛けた数字でございます。

松隈清之委員

それは全部戸建てで出しているってことかな。例えば、3割が集合住宅とかっていう考え方はしている？

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

想定の数値でございましたので、一応、全て戸建てで計算をした形ではございます。

松隈清之委員

分かりました。

ただ、ここにも第7次総合計画及び鳥栖市人口ビジョンでってあるんですけど、人口ビジョン、先ほど言葉ではあったけど、将来推計だったじゃないですか、基本的な数字は。

だから、こういうふうに人口を増やしたいとかじゃなくて、今の説明だと、こういう推計になっているから、その推計に基づいて必要な受皿をつくりますという説明なんですよね。将来推計が、例えば7万5,000人とか。でも、それにすら今のままじゃ受皿がないと。

だから、7万5,000人とか7万7,000人にするための受皿をつくるために住宅地の検討をするという説明ですけど。

そもそも、人口はそれぐらいでいいと思っているのかなみたいなどころなんですよね。

だから、市長の考えを含めて、もっと人口を増やしていこうという考え——まだ市長になられてすぐなので、他の計画との整合性を全て取るっていうのは難しいと思うんだけども。

もっと人口を増やそうということであれば、人口って全てのベースになるわけですよ、幅広い、いろんな計画の。

人口ビジョンの中の推計とかではなくて、鳥栖市が目指したい人口、その人口を目指すために必要な政策っていうことを今後詰めなきゃいけないのかなっていう気はしているんですけど、御意見だけ申し上げておきます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

確認も含めて、今、町名と面積を見ていると、小中学校のキャパが足りるかが少し心配で、若葉小学校だとかにちょっと偏っているんですね。

これは今後進める中で、考えとして、既存の小学校、中学校のキャパ内で収まるように計画するのか、それとも、規模を大きくするという考えで進めていくのか、お考えがありましたら教えていただけますでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるように、このまま住宅開発を行った場合には、各種社会インフラ含めましたところで、過不足が生じることになるかなということは想定しておりますけれども、今回の調査で、次なる候補地と申しあげましたのは、まず地区計画の運用基準などで、次の開発行為といたしますか、開発適地を増やしていく施策が進められていく中で、そのさらに次を見据えたところでの基礎調査という位置づけでございます。

ですので、今回抽出した候補地を具体的に検討していくに当たりましては、議員おっしゃるとおり、学校のキャパとかも様々含めましたところで、具体的な計画に落とししていく必要があるものと考えております。

和田晴美委員

私の認識のために再確認させていただきますが、例えば、市長がちらっと10万人という規模なども公言されたことがあるんですが、それですと拡大的なもので、検討する方向性になるというふうに私自身認識しておいていいものか、お答えいただけますでしょうか。

答えられないか。

そういう感じでいいんですか。

松雪努企画政策部長

先ほどの松隈委員と和田委員も同じような御意見だと思うんです。

向門市長が言われているのは、10万人を目指せるポテンシャルを持っているまちというような言い方でございます。

おっしゃるように、10万人を目指したら、先ほど田中も言いましたインフラ部分、水道、下水、ごみ、それから小学校、中学校、公民館、必要になってまいりますので、その辺りも含めて、我々も十分協議を詰めていきたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

先ほど、第1候補地に関しては公言しないでほしいということの理解でいいと、そういうことだと思うんですが。

最終候補地に残った、15ページですね。この星印が第1候補地に選ばれたというふうなことだと思うんですが。

それ以外の候補地に関しては、そういった情報は私たちに教えていただくことは可能ですか。例えば、点数が低い、星印がついていないところがありますよね。

そこについて教えていただくことはできますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それぞれ権利者の方々に対する影響等を考えますと、公表することは、最終候補地ですら難しいところがあるかなと思っているところがございますので、最終候補地にならなかったところについて、なかなか公表は難しいところかなと思っているところがございます。

伊藤克也委員

そうなんだろうなという想像はしていたんですが、例えば、同じ評価点で候補地になっていないとかっていうところもありますよね。

そういったところって、どこが最終的に判断の材料になったのか。その辺ぐらひは教えてもらえますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

第1次候補地につきましては、ある程度機械的な抽出を行っております。地図上でですね。

で、そこで抽出された候補地につきましては、全て実際の土地の形ですとか、人口集中エリアとの近接具合ですとかっていう部分を人の目で評価をして、どちらが開発適地としてふさわしいかっていう重みづけを行って、最終候補地としているところです。

伊藤克也委員

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記から皆さんに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

審査の前に一言御挨拶を申し上げます。

今議会の市民環境部関連の議案につきましては、甲議案2件、乙議案1件でございます。

甲議案につきましては、議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例及び議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例となっております。

議案甲第23号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

議案甲第24号につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、乙議案につきましては、国庫補助金及び助成金等の交付決定に伴う歳入の補正のほか、歳出につきましては、市民協働推進課関連のコミュニティ助成や、自治公民館建設等補助金、環境対策課関連の次期リサイクル施設関連事業や旧ごみ処理施設の解体関連事業及び衛生処理場用地の排水管設置などの予算となっております。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明いたします。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

一般会計補正予算の総務常任委員会資料、補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金の情報通信技術講習事業費補助金につきましては、市民のデジタル技術に関する理解促進及びデジタル技術の活用による、生活の利便性の向上に資する事業に対し、国が予算の範囲内で経費の一部を補助するものというふうになっております。

具体的には、まちづくり推進センターにおいて、主催講座として実施しております、パソコン教室やスマホ教室に要する経費が、国庫補助の対象として補助金の交付の決定を受けましたので、補助金68万円を計上いたしております。

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っております、コミュニティ助成事業に、今回、養父町そして田代大官町のコミュニティ活動に要する備品整備事業が助成決定を受けましたので、助成金360万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ事業補助金360万円につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、養父町及び田代大官町におきまして、コミュニティ活動に使用する備品の整備を行うものでございます。

養父町につきましては、お祭りなどの伝統行事に使用します太鼓や太鼓台などの備品を整備し、田代大官町につきましては、田代大官町公民館の空調設備や照明設備、会議用の机や椅子の更新、音響設備の新規購入を行うものでございます。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づきまして、三島町が行います、於保里農地研修施設兼集会所の改修工事に対しまして、補助金100万円を交付するものでございます。

資料の4ページを御覧ください。

三島町於保里農地研修施設兼集会所の改修工事内容につきましては、外壁塗装のほか、屋根及び樋の改修工事を行うものでございます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

それでは、資料3ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費の節12委託料につきましては、説明欄にござい

ます草刈り等委託料2,100万円。調査設計委託料として2,289万4,000円を補正しております。

資料の5ページをお願いいたします。

草刈り伐採委託料として佐賀県東部環境施設組合が整備を予定しております次期リサイクル施設について、事業用地の埋蔵文化財発掘調査の実施に伴い、調査に支障がないよう事前準備として草刈り、樹木伐採を行うものでございます。

対象面積は、令和4年度に実施した埋蔵文化財試掘調査により、古墳等が確認された約1.7ヘクタールを予定しております。

また、調査設計委託料2,289万4,000円のうち、内訳といたしまして、次期リサイクル施設整備事業に係る分として、5ページの事業内容の2つ目に記載しております、防災対策検討委託料として389万4,000円。資料6ページの旧ごみ焼却施設解体等調査設計委託料として1,900万円を計上しております。

資料5ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。

資料5ページの防災対策検討委託料につきましては、次期リサイクル施設建設用地におきまして、文化財発掘調査に伴い表土が露出するような形になります。

そのため、主に雨水対策について、現地において、どのような防災対策が必要になるのかを検討し、その調査に基づいて沈砂池、雨水排水や土砂流出対策等の工事設計を行うものでございます。

資料6ページを再度お願いいたします。

旧ごみ焼却施設解体等調査設計委託料につきましては、真木町の衛生処理場にごきます鳥栖市旧ごみ焼却施設を解体し、跡地整備を行うに当たり、工事発注に向けて、具体的な計画、設計の業務を行うものでございます。

同施設の解体方法や跡地活用につきましては、本年1月からコンサルに委託し、専門的見地から市民の利便性や土地の特性、事業に要する費用面などの点から検討を行ってきております。

その結果、本年4月に跡地活用案についての報告がございましたので、検討の結果、ストックヤードを整備し、隣接します資源物広場の機能を移転することとし、市民の安全性や利便性を向上させることといたします。

なお、解体整備に伴う費用の一部につきましては、ストックヤードを整備することにより、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象となるため、同交付金の活用を想定しております。

資料8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございますが、事業の実施において業務委託の完了に1年程度の期間を要することから、年度内の完了が困難なため、あらかじめこれを全額繰越するものでご

ございます。

資料3ページにお戻りいただきたいと思います。

目2塵芥処理費、節14工事請負費、排水管敷設工事費でございます。

資料の7ページを再度お願いします。

真木町の資源物広場の雨水排水管の敷設を行うものでございます。

資源物広場の敷地内の排水について、衛生処理場がございます排水管につなぎ直し、轟木川へ排水するものでございます。

これによりまして、衛生処理場敷地内の排水機能の向上を図るものでございます。

以上で、議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について、市民環境部関係分の説明といたします。

よろしく願いいたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

報告第5号について御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

資料の9ページになりますけれども。

中村直人委員長

報告も含めてしたいと思いますので、報告をお願いします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

引き続き、報告第5号一般会計繰越明許費繰越計算書についての御報告を申し上げます。

委員会資料の9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、事業名全国消費生活情報ネットワークシステム移設事業61万6,000円につきましては、市消費生活センターと国民生活センターをつなぐネットワークシステムを新庁舎へ移設するものでございます。

この事業につきましては、本年3月市議会定例会において、令和5年度に繰り越すことにつきまして、議決をいただいております。今回、繰越し額が確定いたしましたことから、御報告をさせていただくものでございます。

事業の実施に当たりましては、当初の予定では、新庁舎内で市民協働推進課内に光回線信号からデジタル信号への変換ボックスを設けることといたしておりましたが、新庁舎3階のサーバー室に集約することが可能となったため、ボックスの設置場所を変更しております。

その結果、本事業で予定していた通信ボックスの設置や回線延長——回線の長さですけれども、の短縮など附帯工事の一部が不要になったことから令和5年度への繰越し額が26万4,000円に減額となっております。

なお、本事業につきましては、庁舎移転に合わせ、作業は5月に完了いたしております。

佐々木利博税務課長

その下の項2徴税费、税証明コンビニ交付事業につきましては、12月議会で報告されても
らってございましたけれども、コンビニ交付システムの改修作業が令和5年7月中旬までかかる
ため、事業費990万円全額を繰り越したものでございます。

以上です。

田中秀信市民課長

項3戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍情報システム改修事業、繰越し額488万7,000円は、
戸籍法一部改正に伴う戸籍情報システムの改修でございます。

繰越しの理由といたしましては、全国一斉での改修作業のため、改修時期の調整を要した
ためでございます。

なお、改修作業につきましては、本年6月末に完了を予定しているところでございます。

以上です。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

その下の款4衛生費、項2環境衛生費、事業名旧ごみ焼却施設解体等調査検討事業631万
4,000円について、繰越し理由は、事業の実施において年度内の完了が困難なため繰り越すも
のでございます。

その次の款4衛生費、項3清掃費、事業名次期リサイクル施設用地取得事業といたしまし
て、委託料1,783万4,000円について繰り越すものでございます。

理由といたしましては、用地の測量業務における隣接地権者との調整及び関係機関との協
議に不測の日数を要したため、委託料分を繰り越すものでございます。

以上、報告第5号一般会計繰越明許費繰越計算書の御報告といたします。

よろしく申し上げます。

中村直人委員長

それでは、執行部の議案乙第16号に関する説明並びに報告事項等についても説明がありま
したので、一括してこれより質疑を行いたいと思います。

松隈清之委員

塵芥処理費で、排水管敷設工事費がありますね。

これはなぜ今というか、何か理由があって今つなぐんですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

図面のほうでいきますと、7ページの図面の上のほうの県道中原鳥栖線のほうに延長して
おりますけれども、この分については、老朽化いたしまして、次期ごみ焼却施設の車両等々

も今後入ってきますので、資源物広場の雨水について計算をやり直して、既設管のほうに接続するような工事で排水の向上を図りたいと考えております。

松隈清之委員

一番は老朽化が原因ということですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

もともと資源物広場がコンクリになる前の土の段階のときに管を入れていたみたいですが、なかなか水はけが悪く、大雨のときに、縦に走っている道路のほうから流れて、県道側に出ていました。その辺の排水の問題も抱えておりましたので、このタイミングで整理をさせてもらおうと思ひまして、つなぎ直すということで整理しております。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

旧ごみ焼却施設解体等調査設計事業についてですけれども、先ほど飛松議員の質問に対する回答の中でもありましたが、跡地活用のめどがということで、先ほど、ストックヤードの建設のほうをめどにしようとしているということだったんですけど。

これは、これまでの真木町に今もう既にされていることを、また同じような施設を造るといようなイメージでよろしかったですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今回想定していますストックヤードについて、現在、資源物広場というところで実施しております資源物の回収、市民さんが持ち込んでいただける場所の再構築といひますか、それを現在の焼却施設の跡地に新しく設置したいと考えております。

今の資源物広場については、なかなか業者さんの車と市民さんの車が混在してありまして、ちょっと危険な点があります。

それとあと、将来的には動物の焼却炉とか横にありますので、その解体時においてはどうしても、いろんな物質とか、車両等も入ってきますので、そこと分けたいということもございまして、今回交付金の対象となるような施設ということでコンサルのほうから報告を受けまして、庁内で協議しまして、この方向で整理したいと考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

市民の方から声が上がるのが、真木町の一番、鳥栖の中でも端のほうまで——例えば、北の弥生が丘のほうから真木町まで自分で持ってくるのがもうとても大変だと。

車がない御高齢の方とか、運ぶことがとても大変だというお話がありまして、ここをスト

ックヤードとしてこれまでどおり使っていくということ自体の、もっと活用方法を——今まで以上に改修作業が、はかどるような形にならないものかと。

ですので、今と同じように改修、そこだけの広場になってしまっているのでは、これから先、リサイクル品を集めるってということ自体に、もう少し貢献する必要があるのではないかと思いますけれども。

これから先の活用方法について、何か御検討などはなかったでしょうか。今までどおりだと集めづらいという声が上がりましたとか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

資源物については、各町区の御協力の下、月2回もしくは1回、班単位とかで収集を行っているところでございます。それについては、歩いて持っていけるところということで考えております。

この資源物広場については、もともとこの場所に持ち込んでいただければ、回収できますという形で、場所を提供させていただいているところでございまして、今後とも需要が多いので、それについては整備しながら、続けていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

より一層回収が進む方向で考えていただければと思います。

先ほど、月1回もしくは2回、回収をされているということですが、プラスチックの回収がなかなか進まないというようなお声も頂いていまして、されているところがそんなに多くないということで、市役所のほうに持ってきて、回収がすごく助かっていたという方々からも声を頂いていましたので、ぜひ利活用のほうを進めていただければと思ひまして、意見としてさせていただきます。

よろしく申し上げます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料はタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

甲議案参考資料の2ページをお願いします。

まず、改正の理由といたしましては、令和5年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和5年4月1日施行の部分につきましては、専決処分による条例改正を行っておりますが、今回、令和5年7月1日以降の施行部分について改正をいたしております。

改正税目といたしましては、個人住民税に関する改正を行っておりますので、主なものについて御説明いたします。

1つ目が、森林環境税の導入による賦課徴収に係る規定の整備を行っております。

資料の3ページをお願いします。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財政を安定的に確保する観点から、令和6年度から新たに国税の森林環境税が課税されることとなっており、個人住民税の均等割と合わせて賦課徴収することとされております。

個人住民税の均等割は、平成26年度から東日本大震災に係る均等割の引上げとして、市税500円、県税500円の計1,000円が上乘せされております。

また、佐賀県森林環境税が、平成20年度から500円が加算されております。

これにより、現在5,500円の均等割が加算されていますが、東日本大震災に係る1,000円の均等割の引上げが令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税1,000円が課税されることになりまして、課税額としては、5,500円から変更はございません。

次に、2ページに戻ってもらいまして、2つ目の改正内容について御説明いたします。

軽自動車税の種別割に係る種別の整備です。

道路交通法の一部改正により、原動機付自転車から、電動キックボード等が新たに特定小型原動機付自転車として定義されることにより、軽自動車税に種別割の税率を整備するものがございます。税率は2,000円で変わりなく、新たにナンバープレートが新設されます。

3つ目が軽自動車税の環境性能割及び種別割に係る賦課徴収に係る加算割合の改正です。

燃費や排気ガス規制に係る不正行為の再発防止の強化策として、自動車メーカーの不正行

為により、軽自動車税の納付不足額が生じた場合の加算割合を10%から35%へ引き上げるものでございます。

4つ目が扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するものでございまして、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年度の記載内容と変更、異動がない場合には、異動がない旨の記載による申告ができるようにするものでございます。

このほか、文言整理を行っております。

施行日は、1つ目の森林環境税の導入と3つ目の不正行為による加算割合の見直しが、令和6年1月1日から。

電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の種別割の整備に係る改正が令和5年7月1日から。

4番目の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化が令和7年1月1日からとなっております。

以上、市税条例の改正についての説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

松隈清之委員

軽自動車税の種別割。電動キックボード等にナンバーが出来るってことですか、これ。

ナンバーが出来るってことですよ。

これは販売するようなところから、ナンバーが要りますよみたいな話がされるってということなんですか。

ネットで買ったとか、そういうナンバーをつけなきゃいけないやつの把握ってできるんですか。

佐々木利博税務課長

道路交通法上、ナンバーが要るということになっていきますので、販売される時点で、その必要性というのは申告されると思っております。

中村直人委員長

いいですか。

松隈清之委員

軽自動車とかも大体、車屋さんで買うんで、そういうお店で手続して、納車されるときってナンバーはついているじゃないですか。

同じような感じで売ってくれるところとかがお店、店舗であるって、例えばネットとかで買うときも、そういうナンバー取得の手続とかっていうのも、販売するところがやらないで

すよね、多分。

佐々木利博税務課長

現在も原付バイクっていうのは、結局本人さんが申告してこられて、ナンバープレートを持って行かれるっていう形なんで、お店が直接つけているところもございますけれども、本人さんが来て、持って行かれるっていうこともあるんで、そちらで申告されて、ナンバーを取られるものと考えております。

松隈清之委員

分かりました。

和田晴美委員

引き続き、関連した質問になります。

認識ですけれども、道路交通法上ということなので、プライベート——要は私有地であるとナンバープレートは要らないけれども、公道を走るとナンバープレートが要するという認識でよろしかったでしょうか。

佐々木利博税務課長

確認は取れていません。

基本的には道路交通法なんで、公道を走るっていうときになると思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田中秀信市民課長

議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明につきましては、総務常任委員会資料甲議案参考資料4ページをお願いいたします。

改正の概要といたしましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード、マイナンバーカードの電子証明書機能を移動端末設備、スマートフォンに搭載できることになりました。

これまで、マイナンバーカードを使いまして、コンビニなどのマルチコピー機で印鑑登録証明書が取得できましたが、今回の改正で、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することで、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、コンビニ等のマルチコピー機等でスマートフォンを用いて、印鑑登録証明書が取得できるようになります。

議案の説明は以上になります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



報告（市民協働推進課）

第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針の策定について 令和5年度のツァイツ市との子ども交流事業の中止について

中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

資料はタブレットに送信いたします。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、総務常任委員会参考資料（議案外）の資料に沿って御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針の策定について御説明いたします。

市では、国際化への対応と国際交流の推進を図り、国際性を育む地域づくりを推進するために、平成15年度に鳥栖市国際交流基本方針を策定いたしまして、平成26年に第2次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針を策定しております。

その後、平成30年度に第2次基本方針を見直しまして、後期方針の策定をしてきました。

今回、令和5年度末をもちまして、第2次基本方針の取組期間が満了となりますことから、今年度において、第2次基本方針を見直しまして、第3次基本方針の策定を行いたいと考えております。

第3次基本方針につきましては、下の表のとおり、計画期間を令和6年度から令和15年度までの10年間とし、5年後の令和10年度には再度見直しを行うことといたしております。

資料の3ページをお願いいたします。

今後の予定といたしましては、令和3年度に佐賀県が行いました佐賀県外国人住民アンケート調査や令和4年度末に本市で行いました、日本住民及び事業所への国際交流及び多文化共生に関するアンケート調査の結果を踏まえ、第3次基本方針の策定を進めてまいります。

具体的には、12月までに草案をまとめまして、市議会への報告及びパブリック・コメントを踏まえまして、令和6年3月には第3次基本方針の決定を行いたいと考えております。

次に、令和5年度のドイツ国ツァイツ市との子供交流事業について御説明をいたします。

資料は4ページになります。

子供交流事業につきましては、令和5年3月議会定例会において、子供たちをツァイツ市へ派遣する費用について議決をいただいていたところでございますが、今年度の交流事業につきましては、大変残念ではございますが、中止をさせていただくことといたしました。

その理由といたしましては、ウクライナ情勢により、ドイツ国は100万人を超える避難者を受け入れておりまして、ツァイツ市の行政機関の業務が逼迫する可能性があることや、新型コロナウイルス感染症対策の緩和が進んできたものの、派遣した子供たちが、現地で感染した場合、ドイツ国内での滞在や医療機関受診等の対応が困難であることを踏まえまして、今年度の派遣事業につきまして中止をさせていただくものでございます。

なお、今年度につきましては、代替事業といたしまして、令和4年度に引き続き、お互いの市民が互いの国や市の文化を学ぶ文化講座を開催するほか、それぞれの学生たちが、メッセージの交換や、オンラインによる交流ができるよう検討してまいります。

以上で御説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

ただいま、議案外の報告2件ありましたけれども、この際、委員の皆さんから確認したいことなどがありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

牧瀬昭子委員

ツァイツ市との子供交流事業の中止について、大変残念なことですけれども。

ウクライナの状況等を加味してというところは、今回も仕方がない部分だと思わなければ、もう一つの理由のところは新型コロナウイルス感染症の流行の波や新たな変異株についてということで、これ自体はいつまでも続くかというのは、どういうふうに見込んであるのかなと思わして。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

新型コロナウイルスに関しましては、5月の緩和後、少しずつ増加をしているような報道を目にはしております。

ただやはり、3年前の日常を取り戻すような活動に戻りつつある中ですので、私どももいたしましても、こちらの事業につきましては、なるべく交流のほうを再開できるようにしてまいりたいというふうには考えております。

コロナに関しましては、一応、現時点ではドイツ国において万が一感染した場合のその後の対応というのが、私どものほうでまだ確立していない部分がございますので、その一方で、ほかの自治体におかれましては、ドイツではないんですけれども、ほかの国へ留学であるとか研修に出向かれてあるケースを伺っておりますので、そういったところを参考にしながら、今後の対応については検討してまいりたいというふうに思っております。

来年度は恐らく、ツァイツ市のほうからの受入れになると思いますが、その後、令和7年度にはまた派遣ということになってまいりますので、その際には、そういった事例を参考にしながら対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

中村直人委員長

それでは、議案外の報告を終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。視察の件についてはいいですか。

現地はいいですね。(発言する者あり)

情報センターという声がありますが。

そこで見ても、ああこれかぐらいしかないとありますが。(発言する者あり)

市民環境部は、これで結構ですので、退席させていただきます。

〔執行部退席〕

総務常任委員会委員席表

中村直人委員長

○



牧瀬昭子副委員長 ○

尼寺省悟委員 ○

松隈清之委員 ○

○ 森山林委員

○ 緒方俊之委員

○ 伊藤克也委員

○ 和田晴美委員

令和5年6月21日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

企画政策部長 松雪努

市民環境部長 吉田忠典

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第16号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第22号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第23号鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第24号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

中村直人委員長

次に、議案甲第37号工事請負契約の締結について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

中村直人委員長

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和5年6月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時9分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

